

！おしえてー！

介護保険のしくみ



介護保険に関するよくある質問に対してお答えします。

Q お尋ねします・・・

介護保険サービスの利用に不満や苦情があるときは、どこに相談すればよいのでしょうか。

A お答えします・・・

介護サービスの利用に不満や苦情がある場合は、福祉課や介護サービスを受けている事業者・施設、または、担当のケアマネジャーなど、まずは、身近な窓口にご相談ください。

相談を受けた福祉課や事業者は利用者からの不満や苦情に対して、改善に向けて、迅速に対応することになっていますので、悩まずに気軽に相談してください。

また、相談に対し、改善が見られない場合は、広島県国民健康保険団体連合会(☎554-0783)に申し立てを行うことができます。

■福祉課高齢者福祉グループ

☎820-5605



広報「くまの」では、町民の皆さんのお宅に広報が届くまでの期間を考慮して、概ね発行月の11日以降から翌月10日までの行事のお知らせを掲載しています。

福祉課の窓口に申請書を

い。 現在使用されている「ひとり親家庭等医療費受給者証」は、8月から翌年7月までを1年間として認定し、毎年8月分から、判定する所得税の年が変わります。8月からは平成19年分の所得税で判定します。平成18年分の所得税が課税されていたため、ひとり親家庭等医療費受給者証の該当とならなかつた人で、平成19年分の所得状況等の要件を満たせば、8月から該当となる場合がありますので、7月中に申請してください。



(福祉課)

平成20年度 補助犬(盲導犬) 給付について

■県内(広島市を除く)に1年以上居住し、今後も相

■社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会事務局 ☎・FAX 229-2320

子育て支援センター エンゼル通信

●子育て支援センターの主な予定

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
11日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6ヵ月~2歳5ヵ月)
15日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
18日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳6ヵ月以上)
25日(金)	10:30	親子の関わり懇談会(福田宏子)
29日(火)	9:30	ふわふわベビー(0歳~1歳5ヵ月)
8月8日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6ヵ月~2歳5ヵ月)

※毎月の予定表は、子育て支援センター、各公民館、図書館などに置いてあります。気軽にお問い合わせください。

●おひさまルーム(上記以外の日程 9:30~11:30) 親子がゆったり遊べる場です。子どもと一緒におもちゃで遊びながら、子育てのことなど、一緒にお話しましょう。ふれあい遊びや絵本の読み聞かせなど、楽しい遊びも紹介します。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター(西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☎820-5504 開設日時(※年末年始、お盆、祝日除):月~金曜日9:30~17:00 <子育て相談(要予約)月~金曜日13:00~17:00>

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学びあいながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●パステルルーム

『パステルルーム』は地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場 所
17日(木)	9:30	中央ふれあい館

●水遊びをしよう!

■8月1日(金)・4日(月)・5日(火)・6日(水) 10:00~11:00
▽持ってくる物:洗ってあるパンツまたは水着、タオル2枚(ハンドタオル1枚、バスタオル1枚)
※おむつのとれてないお子さんは、プールの周りでの水遊びのみとなります。
※雨天の場合は中止します。

※毎週木曜日は予約による子育て相談の日です。子育て支援センター内での遊びはありません。
※行事はいずれも11:30に終了予定です

児童クラブ指導員募集



昼間、保護者のいない家庭の小学校低学年児童を預かり、児童の安全確保と遊びを中心とした活動を放課後から午後5時まで行います。

▽募集人員:若干名

▽勤務場所:各児童クラブ

▽勤務時間:下校時(概ね午後2時頃)~午後5時15分

※土曜日・夏休みなどは午前8時15分~

▽雇用期間:平成20年7月~8月

▽応募方法など:臨時職員登録申込書(総務課に有ります)を総務課に提出してください。

勤務条件の詳細については、面接時にお知らせします。

■民生課 ☎820-5635

ひとり親家庭等医療費受給者証更新のお手続きを

現在使用されている「ひとり親家庭等医療費受給者証」の有効期間は7月31日(木)までとなっていますので、新しい受給者証(8月1日から有効)の更新手続きを行ってください。

該当する人には、通知書を7月に郵送します。

▽手続きに必要なもの:①郵送された通知書②現在ご使用の受給者証③印鑑④健康保険証(国民健康保険又は社会保険等)
▽受付場所:民生課
▽受付時間:午前8時半~午後5時半
※正午~午後1時および土日、祝日は除きます。
※7月17日(木)は、午後7時半まで受け付けます。



■民生課 ☎820-5635

●所得税課により、現在ひとり親家庭等医療費受給者証の対象となっていない人へ

「ひとり親家庭等医療費受給者証」は、8月から翌年7月までを1年間として認定し、毎年8月分から、判定する所得税の年が変わります。8月からは平成19年分の所得税で判定します。平成18年分の所得税が課税されていたため、ひとり親家庭等医療費受給者証の該当とならなかつた人で、平成19年分の所得状況等の要件を満たせば、8月から該当となる場合がありますので、7月中に申請してください。

重度心身障害者医療費受給者証が新しくなります

現在使用されている受給者証の有効期限は7月31日(木)までとなっています。8月1日以降も引き続き資格がある人には新しい受給者証を7月下旬ごろ郵送します。(※更新手続きは不要です。)

なお、資格要件により停止となる人については別途通知します。

また、今まで所得制限などにより停止となっていた人も、平成20年度の受給者証(8月1日から有効)については、平成19年中の所得状況に応じて交付が可能となる場合があります。受給資格がある人は、交付申請の手続きを行ってください。

▽手続きに必要なもの:①印鑑②健康保険証(国民健康保険又は社会保険等)③

対象者	
身体障害者手帳	1・2・3級所持者
療育手帳	Ⓐ・A・Ⓑ所持者

※所得が一定以上あるときは該当しない場合があります。

福祉課障害者福祉グループ ☎820-5605

熊野町監査委員に 椎木正義氏再任

6月30日(月)で任期を迎えた熊野町監査委員の椎木正義さん(64歳)が、6月議会において再任同意されました。任期は、平成24年6月30日までです。

(総務課) 椎木正義さん